申告書の書き方

はっきりとした文字で、
消えないようにボールペン等で記入してください。

▼前年中に所得がなく、ご家族の税金上の扶養でなかった方も、
「所得なし」の申告が必要です！！

記入欄はこちら⇒

表

令和 4 年度 町民税 県民税 申告書

受付印

山ノ内町長 殿

提出年月日 4 年 3 月 10 日

平日の昼間に連絡がつく電話番号 090−0000−0000

現住所 山ノ内町大字平穏123番地
1月1日現在の住所 同上
業種または職業 建設業
フリガナ
氏名 申告 一太郎
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生年月日 明・大・昭・平・令 51年 1月 11日
世帯主の氏名 申告 太郎 続柄
勤務先名 (株)○○建設
勤務先住所 山ノ内町大字平穏000−1
勤務先の電話番号 33−000

分離課税に係るこの申告書を

税等の計算

8 所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険の種類	支払った保険料
⑫ 社会保険料控除	国民健康保険	380.000 円
	社会保険料	1.200.000 円
		円
	合計	1.580.000 円

	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑭ 生命保険料控除	50.000 円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	70.000 円
	介護医療保険料の計	※町の介護保険料・後期高齢者医療保険料ではありません。
	円	

	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
⑮ 地震保険料控除	35.000 円	円

⑯〜⑱ 寡婦、ひとり親、勤労学生控除
⑯ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還
⑰ □ ひとり親控除
⑱ □ 勤労学生控除 (学校名)

⑲ 障害者控除

氏名	申告 花子	障害の程度	3 級度
個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		
氏名		障害の程度	級度
個人番号			

⑳〜㉑ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者

氏名	申告 春美	生年月日	明・大・昭・平 53年 4月 27日	合計所得金額 210.000 円
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			□ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)

㉒ 扶養控除

氏名	申告 太郎	生年月日	明・大・昭・平 24年 10月 8日	☑ 同居 □ 別居 / 続柄 父
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			控除額 45万円
氏名	申告 花子	生年月日	明・大・昭・平 26年 9月 20日	□ 同居 ☑ 別居 / 続柄 母
個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			控除額 38万円
氏名	申告 夏美	生年月日	明・大・昭・平 15年 7月 7日	□ 同居 ☑ 別居 / 続柄 子
個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			控除額 33万円
氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	□ 同居 □ 別居 / 続柄
個人番号				控除額 万円

16歳未満の扶養親族

氏名	申告 冬美	生年月日	平・令 18年 12月 24日	☑ 同居 □ 別居 / 続柄 子
個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			
氏名		生年月日	平・令 年 月 日	□ 同居 □ 別居 / 続柄
個人番号				
氏名		生年月日	平・令 年 月 日	□ 同居 □ 別居 / 続柄
個人番号				

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
㉕ 医療費控除	支払った医療費 350.000 円	保険金などで補てんされる金額 200.000 円	

1 収入金額等

事業	営業等	ア	
事業	農業	イ	950.000
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	9.000.000
雑	公的年金等	キ	
雑	業務	ク	20.000
雑	その他	ケ	300.000
総合譲渡	短期	コ	
総合譲渡	長期	サ	
一時		シ	

2 所得金額

事業	営業等	ア	
事業	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		⑥	7.000.000
雑	公的年金等	⑦	
雑	業務	⑧	20.000
雑	その他	⑨	80.000
総合譲渡・一時		⑩	

3 所得から差し引かれる金額

生命保険料控除		⑭	70.000
地震保険料控除		⑮	
寡婦・ひとり親控除		⑯〜⑰	
勤労学生障害者控除		⑱〜⑲	260.000
配偶者(特別)控除		⑳〜㉑	330.000
扶養控除		㉒	1.160.000
基礎控除		㉓	430.000
雑損控除		㉔	
医療費控除	区分	㉕	50.000
合計		㉖	3.880.000

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の町民税・県民税の納税方法

☑ 給与からの差引き(特別徴収)
□ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6 給与所得の内訳

日雇などの給与所得があって、源泉徴収票のない方は、詳細な内訳を記入してください。
※給与収入が複数ある時は、合算した収入を記入してください。

月	日給	勤務日数	月収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			9.000.000

勤務先名 株式会社○○建設
勤務先電話番号 0269(33)0000
勤務先所在地 山ノ内町大字平穏000−1

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額
農業			

8 配当所得

配当所得の種類	収入金額	源泉徴収税額

外国所得税額

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
原稿料	株式会社○×出版	20.000 円	0 円
終身年金	△△生命保険株式会社	300.000 円	220.000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額		必要経費		差引金額
総合譲渡	短期	円		円		
総合譲渡	長期					
一時						

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに、
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	申告 二太郎	生年月日	明・大・昭・平 53年 6月 26日	続柄	弟	専従者給与(控除)額 100.000 円
個人番号	6 7 8 9 0 1 1 2 3 4 5 6	従事月数	8か月			
氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	続柄		専従者給与(控除)額 円
個人番号		従事月数	か月			
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり ・ 承認なし					合計額 100.000 円

所得金額調整控除 所得金額 円 / 控除額 円
前年中の開廃業 開始 ・ 廃止 年 月 日

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	申告 夏美	住所 〒150−0002 東京都渋谷区渋谷○丁目
氏名	申告 花子	住所 〒380−0000 長野県長野市▲▲▲▲番

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける」とする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	申告 冬美	生年月日	明・大・昭・平・令 18年 12月 24日	続柄	子
個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			特別障害者に該当	度

▼ 令和3年中に所得がなかった方の記入欄 (1〜3の、該当する理由の番号に○をして記入してください。)

令和3年中に収入がなかった方で、ご家族の税金上の扶養(申告上の扶養)でない方は、申告書の提出がないと所得の有無が判断できません。
所得証明・非課税証明を発行するための資料、国民健康保険税・国民年金等の資格判定の基礎資料にもなりますので、必ず記入してください。

1. 家族の扶養になっていた。 あなたを扶養していた人について記入してください。	2. 次の年金などで生活していた。 該当するものに○をしてください。	3. その他の理由で生活していた。 具体的な理由を記入してください。
氏名	遺族年金 ・ 児童扶養手当	理由:
住所 (別居の場合のみ)	障害年金 ・ 失業給付金	
続柄 (あなたからみて) 電話番号:		

あなたが、令和3年の1〜12月に支払った社会保険料を記入します。
※国民年金保険料は、「控除証明書」の添付または提示が必要です。

※生命保険料および地震保険料の「控除証明書」の添付または提示が必要です。

※日本国外に居住する親族について控除を受ける方は、人数分の「親族関係書類」および「送金確認書類」の添付または提示が必要です。

※「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必須です！
※領収書の添付または提示では控除は受けられません。

事前に「収支内訳書」を作成して、内訳書から転記します。
※「収支内訳書」の添付が必要です！

源泉徴収票のない方は、裏面「6」も必ず記入してください。

配偶者の、前年の合計所得金額も記入してください。
※収入金額ではありません。

☑ 別居 の扶養親族がいる場合は、裏面「12」も必ず記入してください。

所得税の控除額とは異なります。6ページを見て記入してください。

【家内労働者等の必要経費の特例】
シルバー人材センターの配分金がある場合、給与収入がない方は最高55万円(55万円未満のときはその額)、給与収入がある方は給与収入から55 万円を引いた残りの額が、必要経費として認められます。
※事業収入もある方は、別途計算式で算出します。

事業・不動産所得があって、事業専従者がいる場合に控除されます。
※控除額が、その方の給与収入金額になります。
※事業専従者に該当する方は、⑳〜㉑配偶者控除等や、㉒扶養控除の対象にはなれません。

給与収入金額が850万円を超え下記のいずれかに該当する場合、給与所得金額から控除されます。
(ア)本人が特別障害者
(イ)23歳未満の扶養親族を有する
(ウ)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
控除額＝{給与収入金額(上限:1,000 万円)−850 万円}×10%

紙面の都合上、すべてを掲載してはおりません。
詳しくは、町税務課までお問い合わせください。